

東洋大学

安全保障輸出管理の手引き

安全保障輸出管理実施手順

目次

・安全保障輸出管理とは	P.2
・規制の内容	P.3
・用語の説明	P.4
・リスト規制対象貨物一覧	P.6
・該否判定	P.8
・例外規定	P.9
・FAQ	P.10
・東洋大学輸出管理体制	P.12
・輸出者等遵守基準	P.13
・行政制裁・刑罰・社会的影響	
・東洋大学における輸出管理	P.14
・経済産業省への許可申請	
・輸出管理事前確認実施手順	P.15
・外国渡航に際してのチェックフロー	P.16
・外国取引・輸出に際してのチェックフロー	P.18
・外国人受入れに際してのチェックフロー	P.20
・外国人雇用 に際してのチェックフロー	P.24
・外国への技術提供(論文投稿・E-mail・オンライン会議等)に際してのセルフチェックフロー	P.27
・法令・関連リンク・資料等	P.32

2020.4.1 発行

2021.9.17 更新



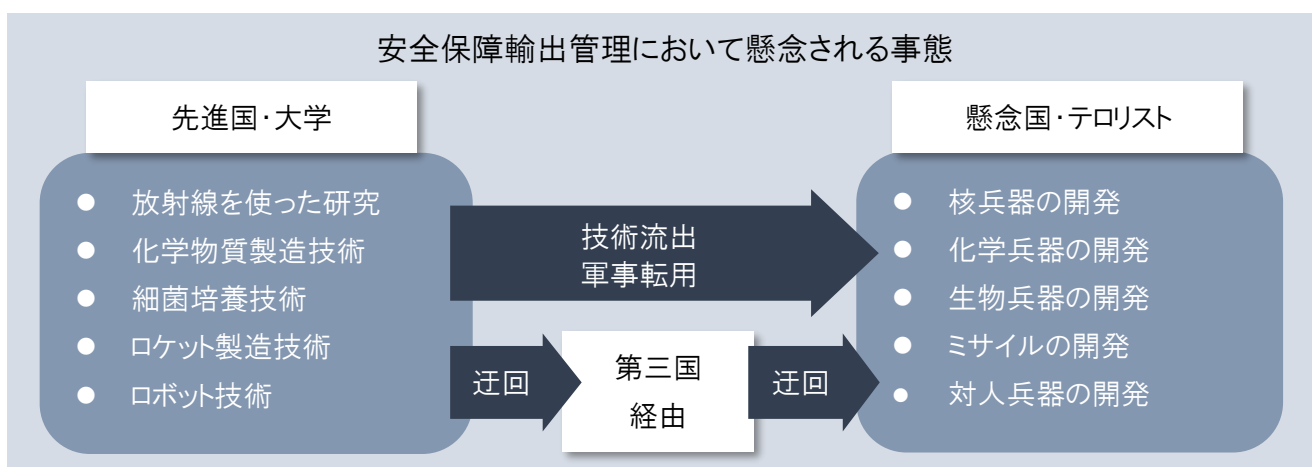
東洋大学

安全保障輸出管理とは

安全保障輸出管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な貨物（装置・試料等）及び技術を大量破壊兵器の開発等を行っている国やテロリスト等の手に渡ることを防ぐための管理制度です。日本においては、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき規制されており、貨物の輸出又は技術の提供をする者には、組織的な管理が義務付けられています。

安全保障輸出管理は国際的な枠組みに基づき行われています

先進国が有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）を開発している国やテロリストに渡るなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、先進国を中心とした枠組みに基づき、各国の定める法律の下、管理が行われています。



大学における研究活動も規制の対象になります

安全保障輸出管理では、「技術の提供・貨物の輸出」が規制の対象となります。

大学には関係ないと思われがちですが、以下のような研究活動において、技術の提供や貨物の輸出の機会があることから、大学も規制の対象となります。

主な機会	技術の提供・貨物の輸出の具体例
海外出張	講演会、ワークショップ、研究打ち合わせ 現地での技術指導
海外の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与、送付・持出し 技術情報を電子メールやUSBメモリ、FAXで提供 会議、打合せ
留学生・海外の研究者等の受入れ	実験装置の使用、試作 技術情報を電子メールやUSBメモリ、FAXで提供 研究指導、技術指導、会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持出し	サンプル品の送付・持出し、自作の研究機材を携行
海外の研究者による施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 説明資料配付、実験装置の説明

規制の内容

外為法に基づく輸出規制は、リスト規制とキャッチオール規制から構成されています。

行おうとする技術の提供又は貨物の輸出(これらをまとめて「取引」という)がいずれかの規制の要件に該当する場合は、経済産業大臣の事前の許可が必要となります。

1. リスト規制 (6～9ページ参照)

リスト規制は取引対象の貨物・技術に着目した規制です。輸出先・提供相手は関係ありません。

武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物がリスト化されており、このリストの対象となる貨物又は技術を輸出又は提供する場合に、許可が必要となります。リストの項目それぞれに細かくスペックが規定されているため、さらにそのスペックに該当するかどうかの判定(該非判定)が必要です。

【貨物:輸出貿易管理令(輸出令)別表第1の1～15の項】

【技術:外国為替令(外為令)別表の1～15の項】

※ リスト規制は全ての国・地域が対象です。需要者がグループ A(旧:ホワイト国)だから大丈夫というのは下記のキャッチオール規制の話であって、リスト規制とは別の話ですのでご注意ください。

2. キャッチオール規制

リスト規制に該当しない場合でも、別途キャッチオール規制の確認が必要です。キャッチオール規制は、その名の通り、木材や食料品以外のほぼすべての貨物及びその技術が対象となるもので、取引の需要者と用途に着目した規制です。以下の2つの規制のそれぞれの要件に該当する場合のみ規制の対象となります。

■大量破壊兵器キャッチオール規制 (グループ A (旧呼称: ホワイト国) 以外が対象)

相手先が輸出管理を厳格に実施している国(グループ A)以外の国へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の「需要者」や「用途」からみて大量破壊兵器の開発等に用いられる懸念がある場合に規制されます。

● 需要者要件

取引の相手先が、大量破壊兵器の開発等を行う、又は行った者かによって判断します。具体的には相手先が「外国ユーザーリスト」に掲載され、且つ懸念区分が合致する場合や、取引に際して入手した資料等で大量破壊兵器の開発等を行う、又は行った者と確認できた場合に該当します。

相手先から大量破壊兵器の開発等を行う又は行った旨の連絡を受けたときも要件に該当します。

● 用途要件

取引の相手先との通常の商習慣におけるやり取りの範囲において、提供しようとする貨物(技術)が、大量破壊兵器の開発等に用いられることとなる旨の連絡があった場合、要件に該当します。

■通常兵器キャッチオール規制 (国連武器禁輸国・地域が対象)

国連武器禁輸国・地域へ貨物の輸出・技術の提供を行う場合が対象で、その貨物や技術の用途からみて通常兵器の開発等に用いられる懸念がある場合に規制されます。

● 用途要件

取引の相手先との通常の商習慣におけるやり取りの範囲において、提供しようとする貨物(技術)が、通常兵器の開発等に用いられることとなる旨の連絡があった場合、要件に該当します。

※ 「通常兵器キャッチオール規制」には「需要者要件」はありませんが、対象となる相手先は「国連武器禁輸国・地域」です。

用語の説明

安全保障輸出管理における用語を以下に説明します。(定義は 2021 年 4 月 1 日時点)

① 輸出: 貨物の輸出・技術の提供

■貨物の輸出

外国に貨物を出す行為は、その貨物の形態、輸送の方法、有償・無償に関わらず、外為法上は全て「輸出」として扱われ、規制の対象となります。自分の所持品であっても、外為法の定義上は輸出として扱われます。

例) ①外国企業へのサンプルの提供

②展示会への出展に伴う展示品の送付

③外国の現地調査に伴う研究機器の海外輸送

■技術の提供

外国において技術を提供することを目的とする取引、又は国内において非居住者に提供することを目的とする取引は、外為法上の「輸出」として扱われ、規制の対象となります。また、これらを目的として技術情報が記録された記録媒体(論文等)を輸出する行為、電気通信(電子メール等)により送信する行為も規制の対象となります。

例) ①外国からの招聘研究者(非居住者)に研究内容(リスト規制技術を含む)を説明する

②留学生にスーパーコンピューターの設計に関する資料を提供する

③外国での学会発表とは別に予定されている個別の打合せにおいて、外国企業等に研究内容(リスト規制技術を含む)を説明する

④外国の研究者に E-mail で研究内容(リスト規制技術を含む)に関する資料を提供する

② 居住者・非居住者

外為法上、居住者・非居住者は右の図の通り判定されます。

国内においても、居住者から非居住者への貨物の輸出・技術の提供は「輸出」として取り扱われます。

理屈上は、入国後 6 ヶ月経過した懸念国出身の留学生に対して懸念される技術を提供することは、外為法上は問題ないこととなりますが、社会的責任に照らして妥当かどうかを大学として別途判断する必要があります。

居住者及び非居住者の判定

居住者	非居住者
日本人の場合 ①: <u>日本の在外公館に勤務する者</u> ②: ①③④⑤を除く全ての日本人	日本人の場合 ③: <u>外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</u> ④: <u>2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</u> ⑤: <u>出国後外国に2年以上滞在している者</u> ⑥: <u>上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</u>
外国人の場合 ⑦: <u>我が国にある事務所に勤務する者</u> ⑧: <u>我が国に入国後6月以上経過している者</u>	外国人の場合 ⑨: <u>外国政府又は国際機関の公務を帯びる者</u> ⑩: <u>外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(外国において任命又は雇用された者に限る)</u> ⑪: ⑦から⑩を除く全ての外国人
法人等の場合 ⑫: <u>外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所</u> ⑬: <u>我が国の在外公館</u> ⑭: ⑬⑮を除く日本法人等	法人等の場合 ⑮: <u>日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所</u> ⑯: <u>我が国にある外国政府の公館及び国際機関</u> ⑰: ⑫⑯を除く外国法人等

※上記規定はそれぞれ、赤下線、青下線、下線無しの順に適用し、居住性を判断する。

※上記によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者。

③ グループ A(旧呼称:ホワイト国):輸出令別表第3の地域

■輸出管理が適正に行われていると認められる国

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、イギリス、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ルクセンブルク

④ 国連武器禁輸国・地域:輸出令別表第3の2の地域

■国連安全保障理事会で武器禁輸が決議されている国・地域

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン

⑤ 懸念国:輸出令別表第4の地域

■大量破壊兵器を製造している懸念があるため、輸出規制が特に厳格にされている国

イラン、イラク、北朝鮮

⑥ 外国ユーザーリスト:経済産業省が作成した文書等により規定されたリスト

■大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織

・外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織が属する国・地域(組織数)

イラン(215)、北朝鮮(143)、中国(69)、パキスタン(63)、シリア(20)、アラブ首長国連邦(10)、レバノン(9)、香港(7)、インド(3)、イエメン(2)、エジプト(2)、アフガニスタン(2)、イスラエル(1)、台湾(1)

⑦ 大量破壊兵器等・通常兵器

■大量破壊兵器等:核兵器、生物兵器、化学兵器およびそれらの運搬手段であるミサイル・無人航空機等

■通常兵器:大量破壊兵器等以外の兵器で、銃や爆弾、軍用車両、軍用航空機等の武器

⑧ 該非判定

貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、当該貨物(技術)がリスト規制に該当する貨物(技術)か否かの判定を行うことを該非判定といいます。輸出令別表第1の1～15の項の対象の貨物、外為令別表の1～15の項の対象の技術であっても、その機能・スペックによってリスト規制に該当するかもしれないが分かれるため、具体的には経済産業省のwebサイトに掲載されている「貨物・技術一体化マトリクス表」を参照しながら該非判定します。

特定の項においてスペックを満たさない場合でも、同じ貨物(技術)について別の項では異なるスペックが定められているため、複数の項目について該非判定が必要な場合があります。また、法令上の用語は一般的な用語とは異なる場合があるため、貨物(技術)の内容に合わせて読み替える必要があります。

なお、その貨物(技術)がリスト規制に該当しないと判定されても、その取引がキャッチオール規制の対象となる可能性はありますので、キャッチオール規制の「需要者要件」「用途要件」の確認も必要です。

リスト規制対象貨物一覧

(2021年1月27日時点)

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		3 化学兵器		6 材料加工		10 センサー等	
(1)	銃砲・銃砲弾等	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(1)	軸受等	(1)	水中探知装置等
(2)	爆発物・発射装置等	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(2)	数値制御工作機械	(2)	光検出器・冷却器等
(3)	火薬類・軍用燃料	(3)	化学製剤用製造機械装置等	(3)	歯車製造用工作機械	(3)	センサー用の光ファイバー
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理に用いられる組立品又はその部分品	(4)	アイソスタチックプレス等	(4)	高速度撮影可能なカメラ等
(5)	指向性エネルギー兵器等			(5)	コーティング装置等	(5)	反射鏡
(6)	運動エネルギー兵器等			(6)	測定装置等	(6)	宇宙用光学部品等
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等			(7)	ロボット等	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(8)	軍用船舶等			(8)	フィードバック装置他	(7の2)	非球面光学素子
(9)	軍用航空機等			(9)	絞リスピニング加工機	(8)	レーザー発振器等
(10)	防潜網・魚雷防御網他	3の2 生物兵器		7 エレクトロニクス		(8の2)	レーザーマイクロフォン
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(1)	軍用細菌製剤の原料	(1)	集積回路	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
(12)	軍用探照灯・制御装置	(2)	細菌製剤用製造装置等	(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(9の2)	水中探知装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(1)	物理的封じ込め用装置、2.発酵槽、3.遠心分離機、4.クロスフロー過用装置等、5.凍結乾燥器、5の2.噴霧乾燥器、6.封じ込め施設用防護装置、7.粒子状物質吸入試験用装置、8.噴霧器・煙霧器等、9.核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	(3)	信号処理装置等	(10)	重力計・重力勾配計
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(2)	細菌製剤用製造装置等	(4)	超電導材料を用いた装置	(11)	レーダー等
(14)	軍用化学製剤用細胞株他			(5)	超電導電磁石	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等			(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(12)	光反射率測定装置他
(16)	兵器製造用機械装置等			(7)	高電圧用コンデンサ	(13)	重力計製造装置・校正装置
(17)	軍用人工衛星又はその部分品			(8)	エンコーダ又はその部分品	(14)	光検出器・光学部品材料物質他
2 原子力				(8の2)	サイリスター・デバイス・モジュール	11 航法装置	
(1)	核燃料物質・核原料物質	4 ミサイル		(8の3)	電力制御用半導体素子	(1)	加速度計等
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(8の4)	電気光学効果を利用する光変調器	(2)	ジャイロ스코ープ等
(3)	重水素・重水素化合物	(2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(9)	サンプリングオシロスコープ	(3)	慣性航行装置
(4)	人造黒鉛	(3)	ロケット誘導装置・試験装置等	(10)	アナログデジタル変換器	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム、電波受信機、航空機用高度計等
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(4)	推進装置等	(11)	デジタル方式の記録装置	(4の2)	水中センサー航法装置等
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(5)	しごきスピニング加工機等	(12)	信号発生器	(5)	(1)～(4の2)までの試験・製造装置他
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置	(6)	推進薬制御装置用の1.サーボ弁、2.ポンプ、3.ガスタービン	(13)	周波数分析器	12 海洋関連	
(8)	周波数変換器等	(5の2)	(5)のポンプに使用できる軸受	(14)	ネットワークアナライザー	(1)	潜水艇
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(7)	推進薬・原料	(15)	原子周波数標準器	(2)	船舶の部分品・附属装置
(10)	重水素・重水素化合物製造装置等	(8)	推進薬の製造・試験装置等	(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(3)	水中回収装置
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(9)	粉粒体用混合機等	(16)	半導体製造装置等	(4)	水中用の照明装置
(11)	しごきスピニング加工機等	(10)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(17)	マスク・レチクル等	(5)	水中ロボット
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(11)	複合材料製造装置等	(17の2)	マスクの製造に用いられる基材	(6)	密閉動力装置
(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(12)	ノズル	(18)	半導体基板	(7)	回流槽
(14)	アイソスタチックプレス等	(13)	バブル・再突入機先端部製造装置他	(19)	レジスト	(8)	浮力材
(15)	ロボット等	(14)	アイソスタチックプレス・制御装置	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用
(16)	振動試験装置等	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(10)	妨害用水中音響装置
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等	(22)	炭化けい素等	13 推進装置	
(18)	ベリリウム	(17)	ロケット・UAV用飛行姿勢制御装置他	(23)	多結晶の基板	(1)	ガスタービンエンジン等
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(18)	アビオニクス装置等	8 電子計算機		(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(20)	ほう素10	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池	(1)	電子計算機等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	(2)	伝送通信装置等	(3)	ロケット推進装置等
(22)	つば	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	(3)	電子交換装置	(4)	無人航空機等
(23)	ハフニウム	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	(5)	通信用光ファイバー	(5)	(1)～(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(24)	リチウム	(22)	ロケット搭載用電子計算機	(5の2)	フェーズドアレイアンテナ	14 その他	
(25)	タングステン	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	(5の3)	監視用方向探知器等	(1)	粉末状の金属燃料
(26)	ジルコニウム	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	(5の4)	無線通信傍受装置、通信妨害装置、これらの作動監視装置	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(27)	ふっ素製造用電解槽	(24の2)	ロケット設計用電子計算機	(5の5)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(3)	ディーゼルエンジン等
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	(6)	インターネット利用通信監視装置等	(5)	自給式潜水用具等
(29)	遠心力式鈞合試験機	(26)	ロケット・UAV用IC探知装置・リードーム	(7)	(1)～(3)、(5)～(5の5)までの設計・製造用装置・測定装置・試験装置等	(6)	航空機輸送土木機械等
(30)	フリアントワインディング装置等	5 先端材料		(10)	※技術はプログラムのみ規制	(7)	ロボット・制御装置等
(31)	レーザー発振器	(1)	ふっ素化合物製品	(11)	暗号装置等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(32)	質量分析計・イオン源	(3)	芳香族ポリイミド製品	(7)	電子交換装置等	(10)	簡易爆発装置の除去等の装置等
(33)	圧力計・ペロウズ弁	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	(8)	通信伝達信号漏洩防止装置等	(11)	爆発物探知装置
(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等	(10)	情報伝達機能通信ケーブルシステム等	15 機微品目	
(35)	真空ポンプ	(6)	金属磁性材料	(11)	(7)(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(35の2)	スクロール型圧縮機・真空ポンプ	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金			(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(36)	直流電源装置	(8)	超電導材料			(3)	核熱源物質
(37)	電子加速器・エックス線装置	(10)	潤滑剤			(4)	デジタル伝送通信装置等
(38)	衝撃試験機	(11)	振動防止用液体			(4の2)	簡易爆発装置の妨害用無線送信装置、その附属装置
(39)	高速度撮影可能なカメラ等	(12)	冷媒用液体			(5)	水中探知装置等
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	セラミック粉末			(6)	宇宙用光検出器
(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	セラミック複合材料			(7)	パルスレーダー断面積計測装置等
(42)	光電子増倍管	(15)	ポリジメチルシラン・ポリシラン他			(8)	潜水艇
(43)	中性子発生装置	(16)	ビスマレイド・芳香族ポリイミド他			(9)	船舶用防音装置
(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(17)	ふっ素ポリイミド等			(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(18)	プレブリグ・プリフォーム・成型品等				
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲルマニウム他				
(47)	トリチウム						
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等						
(49)	白金触媒						
(50)	ヘリウム3						
(51)	レニウム等の一次製品						
(52)	防爆構造の容器						

※ 赤字:「使用に係る技術」も規制 青字:「使用に必要な技術」も規制 緑字:「使用」の技術は規制なし 黒字:技術の規制なし

6 ページの表は、リスト規制の対象となる「輸出管理令別表第一」の貨物のリストです。対象の項目があってもスペックによっては非該当となります。また同じ貨物(技術)について、ある項目においてスペックを満たさない場合でも、別の項目ではスペックを満たす場合があるため、複数の項目について確認が必要な場合があります。

読み替えが必要な用語

リスト規制の対象の貨物の項目は、外為法上の用語で掲載されています。下記の表の例にある通り、外為法上の用語から一般的な用語に読替が必要な場合がありますのでご注意ください。

法令上の用語	同義語、類義語、関連用語の例	法令上の用語	同義語、類義語、関連用語の例
アイソスタチックプレス	高圧常温型圧縮成型機	ストリーク・フレーミングカメラ	超高速光検出器
圧縮機	コンプレッサ	スピンドル	シャフト、主軸
アナログデジタル変換器	AD変換機、ADコンバータ	積層造形を行う装置、積層造形の能力を有する装置	3Dプリンター
安全キャビネット	バイオセーフティキャビネット、バイオハザード対策用キャビネット	線形可変差動変圧器(LVDT)を用いた測定装置	電気マイクロメーター
一次セル	乾電池	測定装置	試験装置、分析装置、解析装置
一次冷却材を循環させるポンプ又は循環装置	Reactor Coolant Pump(RCP)、インターナルポンプ、再循環ポンプ、Reactor Internal Pump(RIP)	多孔質金属	ポーラス金属
イメージ増強管	アイアイ、マルチチャンネルプレート	炭素繊維	カーボンファイバー
ウラン	ウラニウム	超電導	超伝導
遠心力式釣合い試験機	遠心力式バランス測定機	直流電源装置	バッテリー、直流安定化電源装置、直流無停電電源装置、整流器、スイッチング電源、DC-DCコンバータ
加速度計	加速度センサー	貯蔵容器	貯蔵タンク、貯槽、容器
キャンドポンプ	キャンドモーター	中性子検出器	ニュートロン・ディテクター、放射線検出器
空気中の物質を検知する装置	ガス検知(警報)器・システム、ガスモニター	電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置	座標測定機、三次元測定機
軍用航空機	戦闘機、攻撃機、偵察機	電子計算機	コンピュータ
原子周波数標準器	原子時計	凍結乾燥機	フリーズドライ
原子炉圧力容器	Reactor Pressure Vessel(RPV)	二次セル	充電式電池、蓄電池
原子炉制御棒駆動機構	Control Rod Drive(CRD)、Fine Motion Control Rod Drive(FMCRD)	ネットワークアナライザー	高周波回路測定器
原子炉への燃料装荷、取出装置	燃料取扱機、Fuel Handling Machine(FHM)	歯車製造用の工作機械	歯切り機、ホブ盤
原子炉容器	Reactor Vessel(RV)	発酵槽	培養槽
高圧蒸気滅菌装置	オートクレーブ	発光ダイオード	LED
工作機械	マシンツール、マシニングセンター	反応器	リアクター
高速度の撮影が可能なカメラ	ハイスピードカメラ	光検出器	受光素子、フォトダイオード、フォトランジスタ、フォトIC
光電子増倍管	フォトマルチプライヤー、ホトマル、PMT	非接触型の測定装置	リニアスケール、リニアエンコーダ、リニアゲージ
航法装置	navigation system、ナビゲーションシステム	フォーカルプレーンアレー	エリアセンサー、CCD検出器
固体カメラ	CCDカメラ、CMOSカメラ	フォーカルプレーンアレーを組み込んだカメラ	赤外線カメラ
固体撮像素子	CCD、CMOS	ふっ化ポリイミド	フッ化ポリイミド
混合機	押出機	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	陽圧防護服・装置
ジェットミル	気流式微粉砕機	プリプレグ	繊維強化プラスチック(CFRP炭素繊維強化プラスチック)、GFRP(ガラス繊維強化プラスチック)
軸受	ベアリング	噴霧乾燥器	フリーズドライ
しごきスピニング加工機	へら絞り加工機	噴霧器	スプレードライヤー
姿勢制御装置	Reaction Control System(RCS)	ペイロード	積載重量
質量分析計	マススペクトロメーター	弁	バルブ
集積回路	IC、Monolithic IC、Hybrid IC、チップ、LSI、System on a Chip(SoC)、Multi Chip Module(MCM)、MPU、CPU、MCU	ほう素	ホウ素、boron
周波数分析器	スペクトル・アナライザー	マイクロ波用機器	マイクロ波の発振器と受信機がセットになったもの
周波数変換器	インバータ、コンバータ、電流三相保護リレー試験器、三相電力用試験装置、UPS、無停電電源装置、交流安定化電源装置、CVCF、VVVF、パワーコンディショナー	ミリ波用機器	ミリ波の発振器と受信機がセットになったもの
照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された臨界安全槽	溶解槽	無人航空機	UAV、ドローン、マルチコプター
ジルコニウム化合物	ジルコニア、炭酸ジルコニウム、水酸化ジルコニウム	有機繊維	セルロースファイバー、セルロースナノファイバー、グリーンコンボジット
真空ポンプ	バキュームポンプ	溶媒抽出装置	ミキサセトラ、パルスカラム、遠心抽出器
信号発生器	シグナル・ジェネレーター	粒子状物質の吸入の試験用の装置	吸入・暴露実験施設、動物実験施設、暴露チャンバー
人造黒鉛	合成グラファイト、合成黒鉛	レーザー光を用いて測定することができるもの	レーザー干渉計
侵入プログラム	マルウェア	レジスト	保護膜、感光性樹脂、フォトレジスト、感光性高温バニーション膜
水中探知装置	ソナー	ロケット用のアビオニクス装置	ロケット用GPS
スイッチングを行う機能を有する組立品	光サイリスタ、IGBT、整流ダイオード		

該否判定

実際に該否判定を行う際には、経済産業省の web サイトに掲載されている「貨物・技術一体化マトリクス表」を参照しながら判定します。

■貨物・技術一体化マトリクス表 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

規制貨物・規制技術は、毎年のように改定されるため、該否判定を行う際には、常に最新のマトリクス表に基づいて確認する必要があります。

■「設計、製造もしくは使用に係る技術」

リスト規制で規制される「技術」は、輸出令別表第 1 の 1～15 の項に該当する貨物の「設計、製造もしくは使用に係る技術」です。但し、その詳細が個々の項ごとに外為令別表に定められており、項によっては「使用」の技術が規制されていません。（「リスト規制対象貨物一覧」参照）

留学生など非居住者に対して高度な装置の操作を指導する場合も、その貨物の「使用」の技術が規制されていなければ、リスト規制の対象とはなりません。

但し、リスト規制貨物を「使用するために設計したプログラム」は規制の対象となりますし、「修理」に関する技術が規制されている場合もありますので、該否判定の際には都度確認する必要があります。

■「〇〇に係る技術」「〇〇に必要な技術」

「貨物・技術一体化マトリクス表」では「〇〇に係る技術」「〇〇に必要な技術」という表現が頻繁にできます。これらは似ていますが以下の違いがあります。

①「係る技術」：関連する全ての技術

⇒ 例)「2 原子力」の(20)の「ほう素 10」は、「設計、製造、使用に係る技術」が規制されています。この場合、設計、製造、使用に関する全ての技術が規制の対象となります。

②「必要な技術」：貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

⇒ 例)「4 ミサイル」の(1)「ロケット・製造装置等」は、「設計、製造、使用に必要な技術」が規制されています。当該項目では、スペックを「ロケット又はペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具」と定めていますので、これと同等又は超える性能のロケットの設計、製造、使用の技術が該当します。なお、「使用に必要な技術」には、「修理」、「オーバーホール」、「分解修理」といった機能・性能に寄与する使用は含まれますが、「操作」、「据付」、「保守(点検)」といった使用は含まれません。

規制内容が「必要な技術」であれば、留学生にリスト規制対象の機器の操作を教えることは問題ありません。

■「部分品」「附属品」

「リスト規制対象貨物一覧」では詳細は記載されていませんが、実際の該否判定においては、その貨物の本体のみ規制しているのか、「部分品」や「附属品」まで規制しているのかの確認も必要です。

⇒ 例)「9 通信」の(1)では、「伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品」とありますので、「伝送通信装置の本体」「伝送通信装置の部分品」「伝送通信装置の附属品」がそれぞれ規制されています。

例外規定

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、リスト規制に該当する場合であっても、以下のいずれかの取引は、例外的に許可が不要とされます。但し、例外の拡大解釈は外為法違反につながりますので、例外の適用には慎重な判断が必要です。不明な点は輸出管理事務局にお問い合わせください。

技術の輸出に関する例外規定

技術の提供に適用できる例外のうち、大学に関わる主なものとして以下のものがあります。

■公知の技術を提供する取引又は公知とするために技術を提供する取引

・以下のとおり示されています。「公知」に当たるには提供相手が特定の組織などに限定されないという点が重要です。

- ① 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ② 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ③ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ④ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ⑤ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

・具体的には以下のようなケースが考えられます。

- ① 不特定多数の者に閲覧可能とするための論文・学会発表等（守秘義務を課す場合は例外適用不可）
- ② 不特定多数の者が閲覧可能な WEB サイトへの掲載
- ③ 市販された教科書を用いるなど、公表された情報を用いて行う講義や実習

■基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

・ここでの「基礎科学分野」とは「宇宙の生成過程に関する研究」や、「素粒子理論に関する研究」などであり、以下のとおり定義されています。

「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」

※ 「原理の究明」に限った非常に限定的な例外です。「大学の研究」＝「基礎科学分野の研究」ではありません。

貨物の輸出に関する例外規定

貨物の輸出に適用できる例外として以下のものがあります。

■少額特例

・相手先が懸念国以外の場合であって、一定額(※)以下の輸出令別表第 1 の 5～13、15 の項に該当する貨物

※5～13 の項(告示貨物 5 万円以下、告示貨物以外 100 万円以下)、15 の項(5 万円以下)

■無償特例

・無償で輸入する前提で無償で輸出する貨物又は無償で輸出する前提で無償で輸入した貨物のうち、特定のもの

■部分品特例

・輸出しようとする貨物の一部(10%以下)として規制対象の貨物が組み込まれている場合の部分品

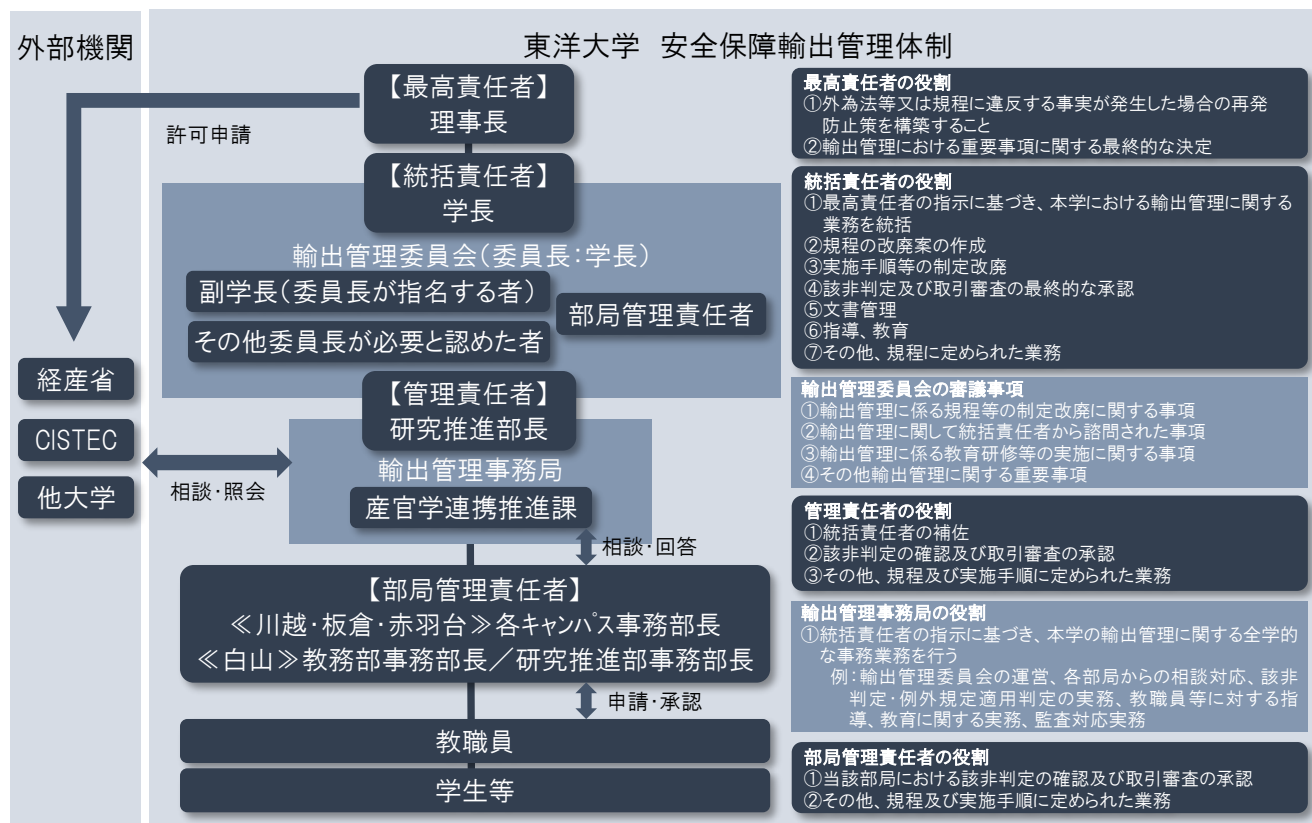
FAQ

Q.1	教育は技術の提供に該当しますか。
A.1	市販された教科書を用いた講義などであれば、公知の技術の提供に当たるため、役務許可を取得する必要はありません。但し、研究室で保有し、外に発表していないノウハウ、データやプログラムを用いて非居住者に指導を行う場合は、公知の技術の提供とは言えないため、その技術が外為法上の規制の対象であれば、許可申請が必要です。
Q.2	スーツケースに入れて通常持っていく機材のようなものは、リスト規制に該当していなければ、特に海外への持ち出しに問題がないと考えてよいでしょうか。
A.2	市販されているノートパソコンやスマートフォンについては、その大半が基本的にリスト規制非該当となりますので問題ありません。但し、自作の測定装置や旧式の撮影機材などでも、リスト規制のスペックに該当すれば規制の対象になります。また、リスト規制に該当しない貨物であってもキャッチオール規制の対象となる場合があるため注意が必要です。
Q.3	自分で使う技術データや設計図面などは、海外出張に持って行って問題ないでしょうか。
A.3	自己使用目的で、誰にも提供せずに持ち帰ってくるのであれば、対外取引とみなされないため基本的に問題ありません。但し、誰かに提供するために持ち出す場合、技術データや設計図面などがリスト規制技術に該当していれば許可申請が必要です。
Q.4	海外で開催される学会での発表や、そのための原稿の送付、海外の雑誌への投稿も規制の対象になるのでしょうか。
A.4	研究成果などに係る技術を学会などの場を通じて、不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とするものであれば、例外が適用できるため規制の対象にはなりません。また、当該学会での質疑応答の内容については、公知とするために発表した技術の範囲内であれば同様に例外が適用できます。但し、学会参加者に守秘義務を課している場合など、不特定多数の者が閲覧可能とならない場合には、この例外は適用できません。
Q.5	学会用の原稿を送付する場合は許可不要ということですが、機微なものでもよいのでしょうか。
A.5	不特定多数の者が入手又は閲覧可能とするために論文発表や学会発表などで公表することは、技術を公知とするための技術提供に当たるため、それがリスト規制に該当する技術であったとしても役務許可を取得する必要はありません。 ただし、法令上の義務ではありませんが、一般公開を検討している原稿の中には 大量破壊兵器の開発などにも転用可能な技術情報が含まれている場合もあるため、大量破壊兵器の拡散を防止するという社会的な側面、科学者倫理に基づく側面も ご配慮いただき、一般公開の適否を慎重に検討していただくようお願いいたします。
Q.6	来日して6か月未満の留学生を企業との共同研究に含める可能性があります。その場合、気を付けるべきことはどのようなことでしょうか。
A.6	当該留学生は非居住者と整理されるため、共同研究の技術内容を確認する必要があります。非居住者に対し提供する技術がリスト規制やキャッチオール規制に該当するの可否かを判定し、外為法に基づき必要であれば許可を取得してから技術提供を行わなければなりません。
Q.7	日本に入国後6ヶ月が経過している留学生(居住者)が、夏休みなどの長期休暇で一時帰国し、再入国した場合には、非居住者になるのでしょうか。
A.7	居住者である留学生などが、大学の籍や日本国内の居所を残したまま帰国し、再入国した際は、引き続き「居住者」として整理されると考えられます。

Q.8	入国後6ヶ月以上経過した留学生については、どのような場合に許可申請が必要となりますか。
A.8	入国後6ヶ月を超えると居住者扱いになりますので、当該留学生に技術提供を行う場合の許可申請は不要になります。ただし、当該留学生が居住者として規制技術の提供を行う場合や、帰国時に外国において提供する目的で規制技術情報を持ち出す場合には許可申請が必要となります。 なお、留学生が規制技術を提供しないか大学側がずっと監視したり、留学生が帰国する際に持ち物検査をしたりすることは現実的ではありませんので、当該留学生に大学で該当技術を提供している場合には、外国や非居住者に提供したり、持ち出したりする場合には許可が必要である事を留学生に注意喚起を徹底することが大切だと考えます。
Q.9	研究室の留学生等が行う研究において、リスト規制に該当する貨物を用いて研究に必要なデータを計測する必要があります。多くのデータが必要になるため、留学生等に操作方法を教えようと思いますが、この場合、該当貨物の使用等に必要な技術として役務許可申請が必要となるのでしょうか。なお、留学生等の研究内容はリスト規制には該当しない基礎的な研究です。
A.9	基本的に、「必要な技術」とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいいますので、非該当貨物と同等の操作技術は、「必要な技術」には当たらないと考えられます。従って、研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、当該貨物の使用等に必要な技術には該当しないものと考えられます。 ただし、原子力専用品の使用技術など、「係る技術」として広く規制されているものもありますので、注意してください。また、該当貨物の取扱説明書の内容が、他の非該当貨物の取扱説明書と同様の内容であったとしても、メーカーが該当の使用の技術と判定している場合もありますので、しっかりと確認を行い、該当する技術が含まれている場合には、許可申請を行って下さい。
Q.10	外国の機関や企業に懸念があるかどうか調べようがないのですがどうしたらよいでしょうか。
A.10	相手先から入手したパンフレットや最終製品のカタログ、契約書、確認文書などを基に、核兵器の開発などを行う、又は行った旨の記載が無いかわかるように調べてください。その他、核兵器等の開発等の動向に関し作成している「外国ユーザーリスト」や、先方のホームページなども有効なソースです。
Q.11	大学等が、不特定多数の者を対象とするオンライン講座を行う場合、例外規定の適用は可能でしょうか。また、聴講者に対し、特定の聴講資格を設けているオンライン講座の場合には、例外規定の適用は可能でしょうか。
A.11	特定の聴講資格を設けず、大学等の在学生だけでなく、聴講を希望する者は誰もが参加することができるオンライン講座については、不特定多数の者が入手又は聴講可能な講演会等と同等のものと考えられるため、例外規定の適用は可能と考えられます。 また、聴講者に対し、特定の聴講資格を設けているオンライン講座の場合には、特定の者に対する技術の提供と同等と考えられることから、一般的に、例外規定の適用はできないと考えられます。例えば、在学生のみが聴講可能なオンライン講座は、一般的に、特定の聴講資格を設けているオンライン講座に当たり、例外規定の適用はできないと考えられます。ただし、オンライン講座で提供する技術内容そのものが既に不特定多数の者に対して公開されている技術であれば、公知の技術の提供にあたるため、特定聴講資格者であっても例外規定の適用は可能と考えられます。

東洋大学輸出管理体制

東洋大学では、以下のような全学的な安全保障輸出管理体制のもと、外為法上の許可申請の可否を組織として確認することで輸出管理を行います。



■最高責任者＝理事長

「輸出者等遵守基準」(13 ページ参照)により組織の代表者を責任者に選任することが求められていることから、理事長が最高責任者となります。

■統括責任者＝学長

輸出管理に関する実務を統括するものとして、学長が統括責任者となります。

■管理責任者＝研究推進部長

輸出管理に関する事務を行うものとして、研究推進部長が管理責任者となります。

■部局管理責任者＝各キャンパスの事務部長（白山は教務部事務部長又は研究推進部事務部長）

輸出管理に関する事務を行うものとして、各キャンパスにおける事務部長が部局管理責任者となります。事前確認の承認のほか、対象の技術・貨物がリスト規制に該当するかは、研究者の所属する各キャンパスで確認を行う必要があるため、該非判定の承認の役割も担います。

■輸出管理事務局＝研究推進部産官学連携推進課

経済産業省への許可申請等、輸出管理に関する全学的な業務を行います。

輸出者等遵守基準

外為法では、輸出等を業として行う者（社会生活上、反復継続して行われる事務を行う者）は輸出者等遵守基準を遵守しなければならないと定められており、本学の安全保障輸出管理もこれに基づき運用されます。

■輸出者等遵守基準に定められている項目

- ①組織の代表者を輸出管理の責任者に選任、②輸出管理体制の構築、③該非判定の手続きの制定、④用途・需要者確認の手続きの制定とその実施、⑤輸出・提供時（出荷時）の貨物等の同一性確認、⑥監査、⑦研修、⑧文書保存、⑨法令違反および法令違反を行ったおそれのあるときの経済産業大臣への報告と再発防止、⑩該非確認責任者の選任、⑪責任者・担当者への法令の周知・遵守の指導

■刑罰

違反状態が続き、勧告・命令にも違反すると、最高責任者に刑罰が科されます。

行政制裁・刑罰・社会的影響

外為法では、必要な許可を取得しないで、規制対象である技術の提供や貨物の輸出を行うなど、法令に違反した場合、行政制裁と刑罰が科されます。

行政制裁

■3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止

最悪の場合、論文の投稿等を含む、一切の貨物の輸出・技術の提供ができなくなる可能性があります。

刑罰

■法人：10億円以下の罰金

外為法違反は、その影響が大きいことから、刑罰の中でも最も重い罰金が設定されています。

■個人：3,000万円以下の罰金

外為法違反は、法人に対する罰金と併せて、個人についても罰金が科されます。またその罰金額は刑罰の中でも最も重い額が設定されています。

■個人：10年以下の懲役

罰金と併せて、懲役も科される可能性があります。

社会的影響

■国際的信用の失墜

外為法は国際的な枠組みに基づき運用されています。日本から懸念国に安全保障上懸念される技術（貨物）の流出があれば、日本のみならず世界全体の安全保障を脅かすことになり、日本の国際的信用を失墜することとなります。

■社会的信用の失墜

大学から懸念国に安全保障上懸念される技術（貨物）の流出があれば、国内における社会的信用を失墜することとなり、大学に対する規制はますます強化され、研究を進めていくことが困難になる可能性があります。

東洋大学における輸出管理

輸出管理では、すべての技術の提供、貨物の輸出を管理することが求められていますが、すべての取引を審査することは現実的ではありません。できる限り既存の事務手続きの中で輸出管理を実施できるよう、いくつかの段階に分けて輸出管理を行います。

どういった場合に輸出管理が必要かについては、次ページ「輸出管理事前確認実施手順」を参照し、対応するチェックフローに従って手続きを行ってください。

事前確認

輸出管理が必要な取引については、まず事前確認で、取引審査の要否を確認します。輸出管理上のおそれがなく取引審査が不要であると確認できた取引については、部局管理責任者による承認をもって取引可能となります。事前確認の結果、取引審査の手続きが必要な場合、取引審査を申請していただきます。

該非判定

6～9 ページの説明を参考にしつつ、対象の技術又は貨物がリスト規制に該当するか否かを判定します。判定にあたっては、メーカー等その技術又は貨物の詳細を把握している組織がある場合には、そこから該非判定書入手し、それに基づき判定します。該非判定書の入手が困難な場合は、当該技術又は貨物のスペックを、貨物・技術一体化マトリクス表(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)と照らし合わせて判定します。

取引審査

事前確認、該非判定の結果を踏まえて取引審査を行います。取引審査では、当該取引において提供される技術又は輸出される貨物が、リスト規制に該当するか否か(該非判定)、需要者及び用途の安全保障上のおそれの有無について、取引審査票に詳細を記載します。(28～31 ページ参照)

取引審査の結果、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が不要と判定された場合、取引が可能となります。一方、取引審査の結果、経済産業大臣の許可が必要と判定された場合、経済産業省への許可申請の手続きが必要になります。

経済産業省への許可申請

許可申請は最高責任者である理事長から経済産業大臣あてに行われます(実務上は輸出管理事務局が取り扱う)。経済産業省による許可申請の審査期間は、原則として 90 日以内とされていますので、かなりの時間的余裕を見ておく必要があります。

経済産業省による審査の結果によっては、条件付き許可、又は不許可となる可能性もありますので、場合によっては、研究のスケジュールや内容を見直す必要があります。

上記の手続きを踏まえて許可された取引について、実際の取引の際には、許可を受けた内容と取引の内容が同一であることを確認することが求められています。万が一同一でなかった場合には改めて上記の手続きが必要となります。

輸出管理事前確認実施手順

No.	輸出行為	事前確認者	事前確認申請書類
A. 外国へ行く →外国渡航に際してのチェックフロー(P.16)参照			
①	短期海外研究(申請書)	外国へ渡航する教員	短期海外研究申請書(P.17)
②	短期海外研究(出張なび)		出張なびの出張申請書の備考欄に回答を記入(P.17)
③	海外特別研究		海外特別研究に伴う輸出管理事前確認シート
④	交換研究員としての渡航	交換研究員としての派遣申請者	交換研究員申請書
B. 外国へ貨物・技術を輸出する →外国取引・輸出に際してのチェックフロー(P.18)参照			
⑤	共同研究・受託研究・MTA・NDA等各種契約	外国法人等と契約をする研究代表者	外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート(P.19)
⑥	海外への貨物・資料・試料の送付	外国へ貨物の他、研究に関する資料・試料を送付する教員	
C. 外国の研究者を受け入れる →外国人受入れに際してのチェックフロー(P.20)参照			
⑦	外国人留学生を大学院の指導対象として研究室に受入れる	外国人留学生を大学院の指導対象として新たに研究室に受け入れる教員 ※白山キャンパスの研究科及び生活支援学専攻を除く	外国人留学生受入に伴う輸出管理事前確認シート(P.21)
⑧	外国から研究者を招聘する	外国から研究者を招聘する教員	海外研究者招聘申請書(P.22)
⑨	外国人研究員受入制度	外国人研究員を受け入れる教員	外国人研究員受入承諾書
⑩	短期海外招聘教授制度	短期海外招聘教授制度により外国から教員を受け入れる教員	外国人(研究者・訪問者等)受入に伴う輸出管理事前確認シート(P.23)
⑪	外国からの来客対応	外国からの来客を受け入れる教員	
⑫	外国人研究員・客員研究員・奨励研究員等の受入れ	外国人研究員・客員研究員・奨励研究員等を受け入れる研究所・センター長	
⑬	外国人客員教授の受入	外国人客員教授を受け入れる学部・研究科の長	
D. 外国人を雇用する →外国人雇用に際してのチェックフロー(P.24)参照			
⑭	外国人専任教員の雇用 ※契約制外国語講師を除く	外国人専任教員を雇用する学部・研究科の長	外国人雇用に伴う輸出管理事前確認シート(P.25)
⑮	外国人研究助手の雇用	外国人研究助手を雇用する研究代表者	研究助手雇用申請書
⑯	外国人研究支援者・RAの雇用	外国人研究支援者・RAを雇用する研究代表者	研究支援者／リサーチ・アシスタント(RA)雇用申請書(P.26)
E. 人・貨物の移動を伴わない技術の提供等 →外国への技術提供(論文投稿・E-mail・オンライン会議等)に際してのセルフチェックフロー(P.27)参照			
⑰	論文を投稿する	外国への論文の投稿、E-Mail、オンラインで行われる会議等でのやり取りを行おうとする教員	チェックフローに基づき各自でセルフチェックの上、必要に応じて取引審査票提出
⑱	E-mailでのやり取り		
⑲	オンライン会議等参加		

外国渡航に際してのチェックフロー

	項目	判定	チェック結果
技術	①出張者の研究分野は、「安全保障輸出管理の手引き」の「リスト規制対象貨物一覧」該当貨物の開発等に関連するおそれはない。 ↓いいえ	はい→	①研究分野外
	②本海外研究において、提供する情報(技術)は全て公知のものである。 ↓いいえ	はい→	②公知
	③不特定多数が参加可能な学会発表や展示会など、技術を公表するための海外研究である。 ※学会等とは別に非公開の打合せを予定している場合は「④」に進む ↓いいえ	はい→	③公表
	④提供する技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	④規制対象外
	⑤提供する技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑤規制対象 ※添付:取引審査票
貨物	⑥本海外研究において、研究機器や試料等貨物(出張者のみが使用する市販のPC、スマートフォン等を除く)を輸出する予定はない。 ↓いいえ	はい→	⑥規制貨物なし
	⑦輸出する貨物は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれにも当てはまらない。 ↓いいえ	はい→	⑦規制対象外
	⑧輸出する貨物は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑧規制対象 ※添付:取引審査票
需要者	⑨渡航先・打合せ等の相手先は、グループAである。 ↓いいえ	はい→	⑨グループA
	⑩懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載組織、又はこれらの所属者との打合せ等を予定している。 ↓いいえ	はい→	⑩需要者懸念あり ※添付:取引審査票
	⑪軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者との打合せ等を予定している。 ↓いいえ	はい→	⑪軍関係 ※添付:取引審査票
	⑫渡航先・打合せ等の相手先が、大量破壊兵器等の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。 ↓いいえ	はい→	⑫懸念情報あり ※添付:取引審査票
	⑬上記⑨⑩⑪⑫に該当しない。	はい→	⑬需要者懸念なし
用途	⑭渡航先・打合せ等の相手先は、グループAである。 ↓いいえ	はい→	⑭グループA
	⑮打合せ等の相手先から、通常の商習慣におけるやり取りの範囲において、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に利用されるおそれのある連絡があった。 ↓いいえ	はい→	⑮用途懸念あり ※添付:取引審査票
	⑯上記⑮に該当しない。	はい→	⑯用途懸念なし

⇒上記のチェック結果に基づき、「短期海外研究申請書」、「出張申請書(出張なび)」、「海外特別研究に伴う輸出管理事前確認シート」、「交換研究員申請書」にて回答を記載の上、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

短期海外研究申請書（サンプル）

No. _____ 2020 年度 短期海外研究申請書 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

東洋大学長殿
学内諸規程を遵守の上、下記の通り申請いたします。

出張者: 所属 _____ 学部 研究科 _____ 学科 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

出張期間	年 _____ 月 _____ 日 ~ 年 _____ 月 _____ 日 泊（機中泊除く） 日 ※詳細は別紙日程表参照								
渡航国									
用務先									
区分	選択式								
学生引率	☐ あり ⇒ 学生 _____ 名		学生経費: 自己負担 ・ その他(_____)						
出張目的									
期間中の措置 (授業・委員会等)	授業	選択式	措置:						
	委員会	選択式							
	教授会	選択式							
輸出管理	確認結果	技術	①研究分野外	貨物	⑥規制貨物なし	需要者	⑬需要者懸念なし	用途	⑯用途懸念なし
提出書類確認	輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください(※がついている場合、取引審査票添付)。								
予算		詳細						経費総額	
a	一般研究								

追加資料の添付が必要な場合は「※」が付きます。

出張申請書（出張なび）（サンプル）

申請番号 : 4-1319M2000072

出張申請書							
決裁							申請年月日 令和2年4月1日
以下のとおり出張申請いたします。							
所属名				住所又は居所	白山 東京都文京区白山5-28-20		
職	(出張者署名)			最終承認者			
用	出張なびのシステム画面上の「出張申請書に記載する事項」の記載内容がこちらに表示されます。			2年4月1日	から		
用務先	記載に当たっては①等の番号は省略してもかまいません。			2年4月8日	まで		
備考	・出張期間中の措置（授業・委員会等） ・輸出管理の確認結果 技術【①研究分野外】 貨物【⑥規制貨物なし】 需要者【⑨グループA】 用途【⑯グループA】						
予算情報 : (予算単位・事業目的・予算件名・管理科目)							
①	予算コード						
	予算名称						

外国取引・輸出に際してのチェックフロー

	項目	判定	チェック結果
技術	①本取引に係る研究分野は、「安全保障輸出管理の手引き」の「リスト規制対象貨物一覧」該当貨物の開発等に関連するおそれはない。	はい→	①研究分野外
	↓いいえ		
	②本取引において、提供する情報(技術)は全て公知のものである。	はい→	②公知
	↓いいえ		
	③技術を公知にすることを目的とする取引である。	はい→	③公表
貨物	↓いいえ		
	④取引対象の技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれにも当てはまらない。	はい→	④規制対象外
	↓いいえ		
	⑤取引対象の技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑤規制対象 ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
貨物	⑥輸出する貨物は、研究機器や試料等貨物(申請者のみが使用する市販のPC、スマートフォン等を除く)を含まない。	はい→	⑥規制貨物なし
	↓いいえ		
	⑦輸出する貨物は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれにも当てはまらない。	はい→	⑦規制対象外
	↓いいえ		
	⑧輸出する貨物は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑧規制対象 ※添付:取引審査票
需要者	⑨取引先・送付先は、グループAである。	はい→	⑨グループA
	↓いいえ		
	⑩取引先・送付先は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載組織、又はこれらの所属者である。	はい→	⑩需要者懸念あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑪取引先・送付先は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。	はい→	⑪軍関係 ※添付:取引審査票
用途	↓いいえ		
	⑫取引先・送付先が、大量破壊兵器等の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。	はい→	⑫懸念情報あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑬上記⑨⑩⑪⑫に該当しない。	はい→	⑬需要者懸念なし
	↓いいえ		
用途	⑭取引先・送付先は、グループAである。	はい→	⑭グループA
	↓いいえ		
	⑮取引先・送付先から、通常の商習慣におけるやり取りの範囲において、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に利用されるおそれのある連絡があった。	はい→	⑮用途懸念あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑯上記⑮に該当しない。	はい→	⑯用途懸念なし

⇒上記のチェック結果に基づき、「外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート」にて回答を記載の上、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート（サンプル）

外国取引・輸出に伴う輸出管理事前確認シート

No. _____ 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部局輸出管理責任者殿
東洋大学安全保障輸出管理規程等学内規程を遵守の上、外国との取引又は輸出について、下記の通り申請いたします。

申請者：所属 _____ 学部 _____ 学科 _____ 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

取引種別	1. 契約 2. 貨物の輸出 3. その他()								
取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
取引先名									
仕向地 (国・地域)									
取引・輸出 する技術・貨 物の概要									
取引先の 用途									
輸出管理	確認 結果	技術	①研究分野外	貨物	⑥規制貨物なし	需要者	⑬需要者懸念なし	用途	⑯用途懸念なし
取引種別	1. 契約 2. 貨物の輸出 3. その他()								
取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
取引先名									
仕向地 (国・地域)									
取引・輸出 する技術・貨 物の概要									
取引先の 用途									
輸出管理	確認 結果	技術	リスト選択	貨物	リスト選択	需要者	リスト選択	用途	リスト選択
取引種別	1. 契約 2. 貨物の輸出 3. その他()								
取引予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
取引先名									
仕向地 (国・地域)									
取引・輸出 する技術・貨 物の概要									
取引先の 用途									
輸出管理	確認 結果	技術	リスト選択	貨物	リスト選択	需要者	リスト選択	用途	リスト選択
提出書類 確認	輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください(※がついている場合、取引審査票添付)。								

追加資料の添付が必要な場合は
「※」が付きます。

以下、事務局記載

部局管理 責任者	担当課課長	担当者							

※安全保障部局管理責任者(白山：教務部事務部長又は研究推進部事務部長、白山以外：各キャンパス事務部長)が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

外国人受入れに際してのチェックフロー

	項目	判定	チェック結果
技術	①受入れ側の研究室・教員の研究分野は、「安全保障輸出管理の手引き」の「リスト規制対象貨物一覧」該当貨物の開発等に関連するおそれはない。	はい→	①研究分野外
	↓いいえ		
	②今回の受入れにおいて、受け入れ相手に提供する情報(技術)は全て公知のものである。	はい→	②公知
	↓いいえ		
技術	③提供する技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれにも当てはまらない。	はい→	③規制対象外
	↓いいえ		
	④提供する技術は、リスト規制貨物一覧の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	④規制対象 ※添付:取引審査票
貨物	⑤貨物の輸出はない。	はい→	⑤貨物なし
需要者	⑥受入れ相手の出身国はグループAである。	はい→	⑥グループA
	↓いいえ		
	⑦受入れ相手は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載機関に所属した経歴、又は将来就職する予定若しくは希望がある。	はい→	⑦需要者懸念あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑧受入れ相手は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に所属した経歴、又は将来就職する予定若しくは希望がある。	はい→	⑧軍関係 ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑨受入れ相手の過去の研究内容等が大量破壊兵器等の開発等である、又は将来開発等を行う予定若しくは希望がある。	はい→	⑨懸念情報あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑩受入れ相手が留学生の場合において、出身国の政府・機関・組織(民間企業・組織を含む)による財政的支援を受けている。	はい→	⑩スポンサーあり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑪上記⑦⑧⑨⑩に該当しない	はい→	⑪需要者懸念なし
用途	⑫受入れ相手の出身国はグループAである。	はい→	⑫グループA
	↓いいえ		
	⑬受入れ相手から、将来的に大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に関与するおそれのある書類への記載又は発言等があった。	はい→	⑬用途懸念あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑭上記⑬に該当しない	はい→	⑭用途懸念なし

⇒上記のチェック結果に基づき、「外国人留学生受入に伴う輸出管理事前確認シート」、「海外研究者招聘申請書」、「外国人研究員受入承諾書」、「外国人(研究者・訪問者等)受入に伴う輸出管理事前確認シート」にて回答を記載の上、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

外国人留学生受入に伴う輸出管理事前確認シート（サンプル）

2020 年度 外国人留学生受入に伴う輸出管理事前確認シート

No. _____ 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部局輸出管理責任者殿

東洋大学安全保障輸出管理規程等学内規程を遵守の上、外国人留学生の受け入れについて、下記の通り申請いたします。

申請者: 所属 _____ 学部 研究科 _____ 学科 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

受入期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
受入対象者 氏名		
出身国 (国籍)		
所属		
研究分野		
提供予定 技術の概要		

追加資料の添付が必要な場合は
「※」が付きます。

輸出管理 事前確認	判定 基準	技術	①研究分野外	貨物	⑤貨物なし	需要者	⑪需要者懸念なし	用途	⑭用途懸念なし
--------------	----------	----	--------	----	-------	-----	----------	----	---------

受入期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
受入対象者 氏名		
出身国 (国籍)		
所属		
研究分野		
提供予定 技術の概要		

輸出管理 事前確認	判定 基準	技術	リストから選択	貨物	⑤貨物なし	需要者	リストから選択	用途	リストから選択
--------------	----------	----	---------	----	-------	-----	---------	----	---------

受入期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
受入対象者 氏名		
出身国 (国籍)		
所属		
研究分野		
提供予定 技術の概要		

輸出管理 事前確認	判定 基準	技術	リストから選択	貨物	⑤貨物なし	需要者	リストから選択	用途	リストから選択
--------------	----------	----	---------	----	-------	-----	---------	----	---------

輸出管理等
チェック結果 ※チェック結果に応じて必要書類を添付してください。(※がついている場合、取引審査票添付)。

以下、事務局記載

部局管理 責任者	担当課課長	担当者							

※安全保障部局管理責任者(白山:教務部事務部長又は研究推進部事務部長、白山以外:各キャンパス事務部長)が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

海外研究者招聘申請書（サンプル）

No. _____ 2020 年度 海外研究者招聘申請書 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

東洋大学長殿
学内諸規程を遵守の上、下記の通り申請いたします。

出張者：所属 _____ 学部 _____ 研究科 _____ 学科 _____ 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

招聘期間	年 月 日 ~ 年 月 日 泊（機中泊除く） 日 ※詳細は別紙日程表参照		
招聘者			
出身国 （国・地域）			
所属			
研究分野			
区分	選択式		
招聘目的			

追加資料の添付が必要な場合は
「※」が付きます。

輸出管理	確認結果	技術	①研究分野外	貨物	⑤貨物なし	需要者	⑪需要者懸念なし	用途	⑭用途懸念なし
提出書類 確認	輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください（※がついている場合、取引審査票添付）。								

予算		詳細						経費総額	
a	一般研究								
b	科研費	研究代表者・所属						補助金・基金	
c	科研費分担金	研究代表者・所属						補助金・基金	
d	他機関補助	補助機関名： TEL：							
e	（任意項目）								
備考								合計	

※1：「海外研究者招聘 経費明細書 兼 日程表」とともに提出してください。
※2. 予算支出欄の他機関補助額については、申請時において未定の場合は未定と記入してください。

以下、事務局記載

教授会承認	月 日開催	教授会	学部長印	研究所承認	月 日開催	運営委員会	研究所長印
学長 （決裁日）	教務部長	教務部 事務部長	所属 教務課長	研究推進 部長	研究推進 課長	研究推進課	

※所管長：白山は教務部長、学長室長、国際教育センターは国際部長、白山以外のキャンパスは事務部長
※輸出管理において、部局輸出管理責任者（白山：教務部事務部長又は研究推進部事務部長、白山以外：各キャンパス事務部長）が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

外国人（研究者・訪問者等）受入に伴う輸出管理事前確認シート（サンプル）

外国人(研究者・訪問者等)受入に伴う輸出管理事前確認シート

No. _____ 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部局管理責任者殿
東洋大学安全保障輸出管理規程等学内規程を遵守の上、外国人の受け入れについて、下記の通り申請いたします。

申請者:所属 _____ 学部 研究科 _____ 学科 専攻 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____

区分	1. 研究者 2. 訪問者 3. その他(_____)									
受入期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日									
受入対象者氏名	_____									
出身国(国・地域)	_____									
所属	_____									
研究分野	_____									
受入目的	_____									
提供予定技術の概要	_____									
輸出管理	確認結果	技術	①研究分野外	貨物	⑤貨物なし	需要者	①需要者懸念なし	用途	④用途懸念なし	

追加資料の添付が必要な場合は「※」が付きます。

区分	1. 研究者 2. 訪問者 3. その他(_____)									
受入期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日									
受入対象者氏名	_____									
出身国(国・地域)	_____									
所属	_____									
研究分野	_____									
受入目的	_____									
提供予定技術の概要	_____									
輸出管理	確認結果	技術	リストから選択	貨物	⑤貨物なし	需要者	リストから選択	用途	リストから選択	

区分	1. 研究者 2. 訪問者 3. その他(_____)									
受入期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日									
受入対象者氏名	_____									
出身国(国・地域)	_____									
所属	_____									
研究分野	_____									
受入目的	_____									
提供予定技術の概要	_____									
輸出管理	確認結果	技術	リストから選択	貨物	⑤貨物なし	需要者	リストから選択	用途	リストから選択	
提出書類確認	※輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください。(※がついている場合、取引審査票添付)。									

以下、事務局記載

部局管理責任者	担当課課長	担当者								

※部局輸出管理責任者(白山:教務部事務部長又は研究推進部事務部長、白山以外:各キャンパス事務部長)が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

外国人雇用の際しのチェックフロー

	項目	判定	チェック結果
技術	①雇用候補者の研究分野は、「安全保障輸出管理の手引き」の「リスト規制対象貨物一覧」該当貨物の開発等に関連するおそれはない。	はい→	①研究分野外
	↓いいえ		
	②雇用候補者に対して提供する情報(技術)は全て公知のものである。	はい→	②公知
	↓いいえ		
貨物	③提供する技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれにも当てはまらない。	はい→	③規制対象外
	↓いいえ		
	④提供する技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	④規制対象 ※添付:取引審査票
需要者	⑤貨物の輸出はない。	はい→	⑤貨物なし
	⑥雇用候補者の出身国はグループAである。	はい→	⑥グループA
	↓いいえ		
	⑦雇用候補者は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織、又は外国ユーザーリスト掲載機関にいた経歴、又は将来就職する予定若しくは希望がある。	はい→	⑦需要者懸念あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑧雇用候補者は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に所属した経歴、又は将来就職する予定若しくは希望がある。	はい→	⑧軍関係 ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑨雇用候補者の過去の研究内容等が大量破壊兵器等の開発等である、又は将来開発等を行う予定若しくは希望がある。	はい→	⑨懸念情報あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
用途	⑩上記⑦⑧⑨に該当しない	はい→	⑩需要者懸念なし
	⑪雇用候補者の出身国はグループAである。	はい→	⑪グループA
	↓いいえ		
	⑫雇用候補者から、将来的に大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に関与するおそれのある書類への記載又は発言等があった。	はい→	⑫用途懸念あり ※添付:取引審査票
	↓いいえ		
	⑬上記⑫に該当しない	はい→	⑬用途懸念なし

⇒チェック結果に基づき、「外国人雇用に伴う輸出管理事前確認シート」、「研究助手雇用申請書」、「研究支援者／リサーチ・アシスタント（RA）雇用申請書」にて回答を記載の上、必要に応じて書類を添付し、担当部署に提出

外国人雇用に伴う輸出管理事前確認シート（サンプル）

外国人雇用に伴う輸出管理事前確認シート

No. _____ 申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部局輸出管理責任者殿
東洋大学安全保障輸出管理規程等学内規程を遵守の上、外国人の雇用について、下記の通り申請いたします。

申請者:所属 _____ 学部 _____ 学科 _____ 身分 _____ 氏名 _____ 印 _____
研究科 _____ 専攻 _____

区分	1. 専任教員 2. その他()										
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日										
雇用対象者 氏名											
出身国 (国籍)											
出身組織											
研究分野											
提供予定 技術の有無	有	□ ()								無	□
輸出管理	確認 結果	技術	①研究分野外	貨物	⑤貨物なし	需要者	⑩需要者懸念なし	用途	⑬用途懸念なし		
区分	1. 専任教員 2. その他()										
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日										
雇用対象者 氏名											
出身国 (国籍)											
出身組織											
研究分野											
提供予定 技術の有無	有	□ ()								無	□
輸出管理	確認 結果	技術	リストから選択	貨物	⑤貨物なし	需要者	リストから選択	用途	リストから選択		
区分	1. 専任教員 2. その他()										
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日										
雇用対象者 氏名											
出身国 (国籍)											
出身組織											
研究分野											
提供予定 技術の有無	有	□ ()								無	□
輸出管理	確認 結果	技術	リストから選択	貨物	⑤貨物なし	需要者	リストから選択	用途	リストから選択		
提出書類 確認	※輸出管理の確認結果に応じて必要書類を添付してください。(※がついている場合、取引審査票添付)。										

追加資料の添付が必要な場合は
「※」が付きます。

以下、事務局記載

部局管理 責任者	担当課課長	担当者							

※部局輸出管理責任者(白山:教務部事務部長又は研究推進部事務部長、白山以外:各キャンパス事務部長)が押印していること、必要書類が添付されていることを確認してください。

研究支援者／リサーチ・アシスタント（RA）雇用申請書（サンプル）

東 洋 大 学 長 殿
研究代表者所属・氏名 学部・

2020 年度 研究支援者／リサーチ・アシスタント(RA)雇用申請書
【研究費名. 1.東洋大科研費・ 2.他機関科研費分担金・ 3. その他.】

下記の事由により、研究支援者／RA を採用いたしたく、申請いたします。

記

種別	研究支援者【資格：(1) ポストドクター・ (2) 技術者 】※いずれかに○	
フリガナ	RA	
氏名		
最終学歴・所属	大学 研究科 博士後期課程（ 修了 ・ 単位取得満期退学 ・ 年在学中） ※雇用開始の予定日時点の所属を記載してください。 学位取得年月日(年 月 日)※研究支援者のみ	
連絡先	携帯電話番号： E-mail：	
雇用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 約 日程度 ・ 週 日 曜日勤務 勤務時間 時 分～ 時 分 (休憩時間 時 分～ 時 分)	
業務計画・内容 ※時期・業務内容等具体的に記入	時期	業務内容
場所	キャンパス 号館 番（共・個）研究室	
TA・非常勤講師等 その他の勤務 (他大学含む)	曜日・時限（時間）等 を記入	

追加資料の添付が必要な場合は
「※」が付きます。

以下は採用候補者が外国人の場合のみ回答して

出身国（国籍）				
輸出管理事前確認	技術	アイテムを選択してください。	貨物	⑤規制貨物なし
	需要者	アイテムを選択してください。	用途	アイテムを選択してください。
	輸出管理の結果に応じて必要書類を添付してください（※がある場合、取引審査票添付）。		確認印	部局管理責任者 印

- ◇ 資格・時給単価
研究支援者：当該研究に関連する専門的知識を有する（1）ポストドクターもしくは（2）技術者（院生を除く）。時給 **1,800 円／h**
RA ：将来研究者となる意欲と優れた能力を有する博士後期課程に在学するもの。時給 **1,400 円／h**
※休学中の院生を RA として雇用することは出来ません。
- ◇ 雇用期間は**一年以内**とする(更新可)。
- ◇ 1 日の就労時間は原則として**7 時間以内、週 4 日以内**とする。
- ◇ 本書に**履歴書※人事システムより出力したもの（A4 版・写真貼付）**、（研究支援者の場合は研究業績）を添付し、**雇用開始 2 週間前までに提出すること。**

外国への技術提供（論文投稿・E-mail・オンライン会議等）に際してのセルフチェックフロー

	項目	判定	チェック結果
技術	①本取引に係る研究分野は、「安全保障輸出管理の手引き」の「リスト規制対象貨物一覧」該当貨物の開発等に関連するおそれはない。	はい→	①研究分野外
	↓いいえ		
	②本取引において、提供する情報(技術)は全て公知のものである。	はい→	②公知
	↓いいえ		
	③不特定多数が閲覧可能な雑誌等への投稿や、不特定多数が参加可能なオンライン会議など、技術を公知にすることを目的とする取引である。	はい→	③公表
貨物	↓いいえ		
	④提供する技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれにも当てはまらない。	はい→	④規制対象外
	↓いいえ		
	⑤提供する技術は、リスト規制対象貨物一覧の項目のいずれかに当てはまる。	はい→	⑤規制対象 ※要提出:取引審査票
	↓いいえ		
需要者	⑥貨物の輸出はない。	はい→	⑥貨物なし
	↓いいえ		
	⑦取引先・送付先は、グループAである。	はい→	⑦グループA
	↓いいえ		
	⑧取引先・送付先は、懸念国若しくは国連武器禁輸国の組織又は外国ユーザーリスト掲載機関、又はこれらの所属者である。	はい→	⑧需要者懸念あり ※要提出:取引審査票
用途	↓いいえ		
	⑨取引先・送付先は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。	はい→	⑨軍関係 ※要提出:取引審査票
	↓いいえ		
	⑩取引先・送付先が、大量破壊兵器等の開発等を行う若しくは行った等の情報がある。	はい→	⑩懸念情報あり ※要提出:取引審査票
	↓いいえ		
用途	⑪上記⑧⑨⑩に該当しない。	はい→	⑪需要者懸念なし
	↓いいえ		
	⑫取引先・送付先は、グループAである。	はい→	⑫グループA
	↓いいえ		
	⑬取引先・送付先から、通常の商習慣におけるやり取りの範囲において、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に利用されるおそれのある連絡があった。	はい→	⑬用途懸念あり ※要提出:取引審査票
用途	↓いいえ		
	⑭上記⑬に該当しない。	はい→	⑭用途懸念なし

⇒チェック結果に基づき、取引審査票の提出が必要な場合は、別途取引審査票を作成の上、所属部局の部局管理責任者の部署に提出

取引審査票

事前確認の結果、取引審査の手続きが必要な場合に提出。事前確認実施手順に当てはまらない場合にも使用。

取引審査票

No. _____

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

東洋大学長殿

安全保障輸出管理規程等第 14 条に基づき、下記の通り取引審査を申請いたします。

申請者 所属： _____ 学部・研究科 _____ 学科・専攻 身分： _____ 氏名： _____ 印

1. 取引区分・類型

事前確認	☐ ①短期海外研究 ☐ ②海外学生引率 ☐ ③海外特別研究 ☐ ④交換研究員としての渡航 ☐ ⑤MTA・共同研究等各種契約 ☐ ⑥海外への貨物輸出 ☐ ⑦外国人留学生を指導対象として研究室に受け入れる ☐ ⑧海外研究員・交換研究員を研究室に受け入れる ☐ ⑨海外から研究者を招聘する ☐ ⑩海外からの来客対応 ☐ ⑪海外招聘教授 ☐ ⑫外国人研究者の雇用 ☐ ⑬外国人 RA・研究助手の雇用 ☐ ⑭論文を投稿する ☐ ⑮E-mail でのやり取り
確認結果	技術： _____ 貨物： _____ 需要者： _____ 用途： _____
その他	☐ 事前確認をしていない

2. 取引の概要

取引内容			
取引相手	名（英字）： _____		
又は渡航先	住所・居所： _____		
国・地域			
取引目的			
取引日・期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日		
提供技術	☐ 有： _____	☐ 無（3, 省略）	
輸出貨物	☐ 有： _____	☐ 無（4, 省略）	

⇒次頁の3～6にご回答ください。

事務局記入欄

部局管理 責任者	該非 判定	リスト規制技術	☐ 無 ☐ 該当 ☐ 非該当	外為令 項 号、貨物等省令 条 項 号	審査日	
		リスト規制貨物	☐ 無 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 特例（少額・無償・部分品）	輸出令 項 号、貨物等省令 条 項 号	/	
		特記事項				印
管理 責任者	該非判定確認	☐ 確認 ☐ 不明・疑義 ☐ その他： _____				
	キャッチオール規制	☐ おそれなし ☐ 需要者要件 ☐ 用途要件 ☐ インフォーム要件				
	審査結果	☐ 承認（取引可） ☐ 要許可申請 ☐ その他： _____				/
	特記事項					印
統括 責任者	審査結果	☐ 承認（許可申請） ☐ 不承認				/
	特記事項					印

取引審査票

3. 該非判定（技術） リスト規制

申請者の研究分野はリスト規制貨物の開発等に関連するおそれはない			☐ はい	申請者の研究分野：	
基礎科学分野（例：素粒子理論に関する研究）の研究活動において技術を提供する取引である			☐ はい		
本取引において提供する情報（技術）は全て公知のものである。			☐ はい		
本取引は情報（技術）を公知とするためのものである			☐ はい	公開概要のわかる資料添付	
メーカー等入手先からの該非判定書等によりリスト規制非該当とされている			☐ はい	該非判定書添付	
リスト規制 関連項目 ※上記で「はい」 がない場合回答	輸出令・外為令	貨物等省令	項目	該非判定	判定理由
	項 号	条 項 号		☐ 該当 ☐ 非該当	
	項 号	条 項 号		☐ 該当 ☐ 非該当	
	※添付書類		カタログ、仕様書等技術の詳細が把握できる資料を添付してください。		

4. 該非判定（貨物） リスト規制

研究機器や資料等貨物（自己使用目的の市販のPC,スマートフォン等を除く）を輸出する予定はない			☐ はい		
メーカー等入手先からの該非判定書等によりリスト規制非該当とされている			☐ はい	該非判定書添付	
リスト規制 関連項目 ※上記で「はい」 がない場合回答	輸出令・外為令	貨物等省令	項目	該非判定	判定理由
	項 号	条 項 号		☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 特例（下記選択） 少額・無償・部分品	
	項 号	条 項 号		☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 特例（下記選択） 少額・無償・部分品	
	※添付書類		カタログ、仕様書等貨物の詳細が把握できる資料を添付してください。		

5-1. 需要者及び用途確認 大量破壊兵器キャッチオール規制

本取引は輸出令別表第3に掲げる地域（グループA） <u>以外</u> との取引である			☐ はい	アに進む（別紙1「大量破壊兵器チェックシート」添付）
需要者要件	ア 別紙1「大量破壊兵器チェックシート」の「需要者要件」に「はい」がある		☐ はい	イに進む
	除外チェック	イ 明らかガイドラインのチェックに「いいえ」がある	☐ はい	要許可申請
用途要件	別紙「大量破壊兵器チェックシート」の「用途要件」に「はい」ある		☐ はい	要許可申請
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた		☐ はい	要許可申請

5-2. 用途確認 通常兵器キャッチオール規制

本取引は輸出令別表第3の2に掲げる地域（国連武器禁輸国）との取引である			☐ はい	アに進む（別紙2「通常兵器チェックシート」添付）
用途要件	ア 別紙2「通常兵器チェックシート」のチェックリストに「はい」がある		☐ はい	イに進む
	除外チェック	イ 「用途要件除外チェックリ」に「はい」がある	☐ いいえ	要許可申請
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた		☐ はい	要許可申請

6. その他、懸念される事項

取引審査票〔別紙1〕大量破壊兵器チェックシート（キャッチオール規制）

〔別紙1〕

大量破壊兵器チェックシート（キャッチオール規制）

Ⅰ. チェックリスト

- ・需要者要件：取引先が「外国ユーザーリスト」に掲載されている、又は以下の行為を行う若しくは行った旨、取引に際して入手した資料等に記載されている又は需要者若しくはその代理人から連絡を受けたかを確認する
- ・用途要件：以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがないかを、契約書その他取引に際して入手した資料又は需要者若しくはその代理人からの連絡等の情報により確認する

チェック項目		需要者要件	用途要件	該当なし
需要者は外国ユーザーリストに掲載されている（※必ず最新の外国ユーザーリストを確認すること）		☐ はい	—	☐ いいえ
核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵		☐ はい	☐ はい	☐ いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵		☐ はい	☐ はい	☐ いいえ
300km 以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵		☐ はい	☐ はい	☐ いいえ
別表 行為	①以下の行為 a. 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵 b. 核融合に関する研究 c. 原子炉又はその部分品又は付属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d. 重水の製造 e. 核燃料物質の加工 f. 核燃料物質の再処理	—	☐ はい	☐ いいえ
	②以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	—	☐ はい	☐ いいえ

Ⅱ. 明らかガイドライン（需要者要件除外チェック）

需要者要件の一つでも該当した場合、以下の各項目について確認すること。なお、技術の提供や外国人の受入れの場合は、各項目の文言を適宜「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替えることとし、それでも取引の形態等から見て問いが当てはまらない場合には、「—」に○をつけること。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある	はい・いいえ・—
	②需要者の事業内容、技術レベルから見て、当該貨物等を必要とする合理的理由がある	はい・いいえ・—
貨物等の設置場所等の 態様・据付等 の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である	はい・いいえ・—
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない	はい・いいえ・—
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない	はい・いいえ・—
貨物等の関連設備・装置 等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある	はい・いいえ・—
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である	はい・いいえ・—
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない	はい・いいえ・—
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある	はい・いいえ・—
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない	はい・いいえ・—
	⑪製品および仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない	はい・いいえ・—
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などから見て異常がない	はい・いいえ・—
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない	はい・いいえ・—
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある	はい・いいえ・—
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある	はい・いいえ・—
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない	はい・いいえ・—
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない	はい・いいえ・—
その他	⑱その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない	はい・いいえ・—

取引審査票〔別紙2〕通常兵器チェックシート（キャッチオール規制）

〔別紙2〕

通常兵器チェックシート（キャッチオール規制）

I. チェックリスト

・用途要件：以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがないかを、契約書その他取引に際して入手した資料又は需要者若しくはその代理人からの連絡等の情報により確認する

輸出令別表3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器に該当するものを除く））の開発、製造又は使用	☐ はい ☐ いいえ
--	--

II. 用途要件除外チェック

上記の用途要件に該当した場合、以下の各項目について確認すること。

①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている	はい・いいえ
②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊又はカナダ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ
⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う	はい・いいえ

（※）別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

- 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二 産業用の発破器

三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

法令・関連リンク・資料等

■関係法令

■外為法：外国為替および外国貿易法

・安全保障輸出管理の根拠法

■輸出令：輸出貿易管理令

・外為法を根拠として、貨物の輸出に関して許可が必要な場合や対象の貨物を定める

■外為令：外国為替令

・外為法を根拠として、技術の輸出に関して許可が必要な場合や対象の技術を定める

■貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規程に基づき貨物又は技術を定める省令

・輸出令及び外為令で規制される貨物・技術の具体的なスペックを定める

■一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC)

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

・企業等の自主輸出管理を促進する民間の非営利総合推進機関

輸出管理に関する法令情報の最新の情報の他、安全保障輸出管理に関する各種情報を紹介。

■経済産業省 安全保障貿易管理

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

・経済産業省による安全保障貿易管理に関するWEBサイト

輸出管理に関する法令情報の最新の情報の他、安全保障輸出管理に関する各種情報を紹介。

■貨物・技術のマトリクス https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

■関係法令 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law00.html>

■外国ユーザーリスト <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

■Q & A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>

■東洋大学 輸出管理事務局

■WEB サイト <https://www.toyo.ac.jp/research/industry-government/ciit/export/>

安全保障輸出管理に関するお問い合わせ

東洋大学 輸出管理事務局：研究推進部産官学連携推進課

E-mail : ml-chizai@toyo.jp

TEL : 03-3945-7564